

むかわ町告示第88号

むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月16日

むかわ町長 竹 中 喜 之

むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、定住促進及び地域活性化を図ることを目的として、本町において一戸建て住宅を新築し定住する者に対して奨励金を交付することについて、むかわ町補助金等交付規則（平成18年むかわ町規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅 むかわ町内において、自己の居住の用に供するために新築又は売買購入した家屋で、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 一つの世帯が独立して生活を営むための玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備があること。

イ 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。

ウ 店舗等の併用部分が家屋の床面積の2分の1未満であること。

エ 当該住宅の建築工事費（消費税及び地方消費税を除く。）が1,500万円以上又は売買による購入価格（消費税及び地方消費税を除く。）が、200万円以上であること。

(2) 町内業者 町内に、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、建設工事を請け負う事務所若しくは営業所を有する事業者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受け、営業を行う事務所若しくは営業所を有する事業者をいう。

(3) 町外業者 町外に、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、建設工事を請け負う事務所若しくは営業所を有する事業者又は宅地建物取引業法第3条第1項の規定による免許を受け、営業を行う事務所若しくは営業所を有する事業者をいう。

(4) むかわ町金券 むかわ町地域経済循環の促進に関する条例（平成19年むかわ町条例第17号）第5条に規定する金券をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、次条第1項に規定する申請をするときは、第3号及び第5号に規定する要件は満たさなくてもよいものとする。

(1) 町内に住所を有する者又は町外に住所を有する者のうち、対象住宅に転居する者

(2) 申請者及び同居世帯人員が対象住宅に入居後5年以上継続して、対象住宅所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本町の住民基本台帳に記載され、かつ、居住することを町に誓約す

る者

- (3) 対象住宅の所有権保存登記上において申請者が所有権の全部又は一部を有している者
- (4) 申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者
- (5) 対象住宅の取得について、他の制度による補助金又は補償金等を受けていない者。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (6) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者
- (7) 申請者及び同居世帯人員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（交付申請及び決定）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、新築工事に係る契約締結前に、戸建て住宅取得奨励金交付申請書（別記様式第1号の1）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は契約書の写し
- (2) 住宅平面図
- (3) 納税証明書又は町税等納入状況調査承諾書（別記様式第2号）
- (4) 定住誓約書（別記様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 平成28年4月1日以降に売買により対象住宅を取得したことによる奨励金の交付を受けようとする者は、所有権移転後、6月以内に、戸建て住宅取得奨励金交付申請書（別記様式第1号の2）に、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) むかわ町の住民票謄本
- (3) 登記簿謄本又はこれに準じるもの

3 町長が定める期間内に奨励金の交付に関し、事前協議を行い承認を得たもの又は特別な事情等があると町長が認める場合は、所有権保存登記完了日の2月以内に戸建て住宅取得奨励金交付申請書（別記様式第1号の3）に、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書及び領収書等の写し
- (2) むかわ町の住民票謄本
- (3) 検査済証（建築確認が必要な場合）
- (4) 登記簿謄本又はこれに準じるもの

4 町長は、第1項の申請書を受理したときはその内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めたときは、戸建て住宅取得奨励金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の額及び交付方法等）

第5条 奨励金の額及び交付方法等は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 奨励金は予算の範囲内において交付する。

（交付の申請内容の変更）

第6条 申請者は奨励金の交付決定後、申請内容を変更しようとするときは、戸建て住宅取得奨励金変更承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

1 町長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、戸建て住宅取得奨励金変更承認通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第4条第1項の規定による申請者は、対象住宅に転居し、かつ、所有権保存登記完了日の2月以内に、戸建て住宅取得奨励金実績報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) むかわ町の住民票謄本
- (2) 住宅平面図
- (3) 検査済証(建築確認が必要な場合)
- (4) 登記簿謄本又はこれに準じるもの
- (5) 契約書及び領収書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(奨励金額の確定通知等)

第8条 町長は、前条の実績報告書又は第4条第2項及び第3項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適正と認めたときは奨励金の額を確定し、戸建て住宅取得奨励金交付額確定通知書(別記様式第8号の1)又は戸建て住宅取得奨励金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第8号の2)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による戸建て住宅取得奨励金交付決定及び額の確定通知書交付額確定通知を受けた者は、速やかに戸建て住宅取得奨励金交付請求書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(調査)

第9条 町長は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者は、この現地調査等に協力しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金交付決定の全部若しくは一部を取り消しし、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 定住誓約書の内容に違反したとき。
- (3) この告示に違反したとき。

(定住誓約の変更協議)

第11条 第8条第1項の規定により額の確定通知を受けた後、定住誓約書の内容について、やむを得ない事由等により変更が生じる場合は、定住誓約変更協議書(別記様式第10号)により、町長に協議しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(交付申請対象期間の特例)

2 平成30年3月31日までの申請に限り、平成28年度中に売買により対象住宅を取得したことによる奨励金の交付申請に係る第4条第2項に規定する申請期限の要件は、適用しない。

別表1（第5条関係）

対象住宅の区分	奨励金額	適用
町内業者施工住宅	120万円	3分の1をむかわ町金券で交付
町外業者施工住宅	60万円	2分の1をむかわ町金券で交付
売買取得住宅	40万円（むかわ町戸建て住宅リフォーム奨励金交付要綱（平成28年むかわ町告示第83号）による奨励金を受けようとする場合は、20万円）	2分の1をむかわ町金券で交付

別表2（第5条関係）

その他加算経費	加算対象	奨励金額
土地購入費	町外者で、対象住宅に係る土地を購入し、当該購入費用が200万円以上の場合（むかわ町分譲宅地販売事業要綱（平成21年むかわ町告示第28号）に規定する分譲宅地はこの限りでない）。ただし、新築の場合は、新築工事契約日の1年前までに購入したものとす。	20万円
子育て世帯支援費	同居世帯人員に、未就労の満18歳以下の者がいる場合	1人につき10万円